

よくある質問Q&A

～ 設計・施工技術向上支援事業 ～

Ver.2.0

令和7年5月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

1. 助成対象者について

Q.1-01 提携他社と連携した取組を申請する場合、提携他社である建材・住宅設備供給者が申請者となって申請、経理処理を行っても良いのでしょうか。

A.1-01 助成対象者は建物供給事業者ですので、提携他社は申請者となることはできません。建物供給事業者が申請者として経理処理の取りまとめを行ってください。

Q.1-02 建物供給事業者が申請を行う場合、提携他社は同様に建物供給事業者でなければいけないのでしょうか。

A.1-02 提携他社は、設計、施工、その他中小規模特定建築物等の供給に係る業務を委託等している事業者のうち、中小企業者等に該当する事業者であれば、必ずしも建物供給事業者である必要はありません。太陽光発電システム施工事業者が提携他社と連携した取組を申請する場合も同様です。

Q.1-03 当社は特定供給事業者に該当する中小企業者なのですが、「環境性能向上支援事業」を活用しない場合、当事業を活用することはできるのでしょうか。

A.1-03 可能です。ただし重複受給は不可となっていますので、例えば一度「設計・施工技術向上支援事業」を活用したのち、翌年度に「環境性能向上支援事業」を活用することはできません。

2. 助成対象事業について

Q.2-01 助成の対象となる資格取得について、例えば国家資格や公的機関のものに限るなど、取得する資格に条件や制限はあるのでしょうか。

A.2-01 本事業の目的等に資するものであれば、国家資格や公的機関のものに限りません。申請をいただく前に、助成対象となる資格かどうかを、公社に事前にご確認ください。

Q.2-02 東京ゼロエミ住宅の助成金を受ける物件についても、省エネ計算費用や東京ゼロエミ住宅認証書の発行費用は助成対象になるのでしょうか。

A.2-02 東京ゼロエミ住宅の助成金を受ける物件であっても助成対象となります。ただし原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象とします。継続的・経常的な経費は助成対象となりません。

Q.2-03 ZEH 水準の建物の重量化に対する技術向上というのは、具体的にどのような内容でしょうか。①許容応力度計算の習得、②耐震構法の採用と導入研修なども対象となるでしょうか？

A.2-03 いずれも助成対象となりますが、申請内容は必要最小限の経費としていただきます。

Q.2-04 助成対象事業例について、BELS 取得（省エネ性能表示）にかかる費用も助成対象でしょうか？ 試行とは、初めて取得する場合という意味でしょうか。

A.2-04 助成対象になります。なお、「試行」は、初めて取得する場合には限りませんが、原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象となります。継続的な経費は助成対象となりません。

Q.2-05 建築物環境報告制度に対応する設計・施工技術の向上の取組の一環として、設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書の取得費用は助成の対象となるのでしょうか。

A.2-05 助成対象となります。ただし原則として、各取組について1事業者当たり1回に限り助成対象となります。継続的・経常的な経費は助成対象となりません。

3. 助成対象経費について

Q.3-01 実績報告時点で資格が取得できていなければ、資格取得のために要した経費（受講料等）は助成されないのでしょうか。

A.3-01 実績報告時点で資格が取得できていない場合は、資格取得のために要した経費（受講料等）は助成されません。

Q.3-02 当事業は、「環境性能向上支援事業」で助成対象となっている「広報・宣伝費」や「直接人件費」は助成対象とならないのでしょうか。

A.3-02 助成対象となりません。ただし、自社や自社商品の広報宣伝に要する経費は助成対象外となる一方で、都民向け説明会、見学会の実施に要するチラシ・会場設置の機材等については、研修等参加・実施費として助成対象となります。

Q.3-03 外部講師を招いて社員向け勉強会を開催する場合、講師派遣に係る費用は助成対象になるのでしょうか。

A.3-03 外部講師を招いて環境性能に関する社員向け勉強会を開催する場合には、専門家指導費が助成対象になります。

Q.3-04 助成対象項目が複数（①省エネ計算や ZEH 化による構造に関する勉強会、②省エネ計算の外部委託費）になっても問題ないのでしょうか。

A.3-04 助成対象項目が複数であっても問題ありませんが、助成金の交付金額は助成上限額の範囲内となります。また、助成対象となるのは助成対象事業を実施するための直接かつ必要最小限の経費のみとなります。

Q.3-05 省エネ計算などのシミュレーションに使うソフト購入費用は助成対象経費として認められますか。

A.3-05 太陽光発電システムの施工に必要な施工管理に係る電子システムを除き、ソフト購入費用は助成対象となりません。国等が実施する IT 補助金等をご活用ください。

Q.3-06 広告物は助成対象にならないのでしょうか。（例えば、新たに環境性能の高い住宅を標準住宅とした場合のパンフレット等の作成費用）。

A.3-06 助成対象となりません。

Q.3-07 住宅毎の構造計算費用や一次エネルギー算出費用を設計事務所と年間契約した場合も助成対象となるのでしょうか。

A.3-07 原則として、各取組について 1 事業者当たり 1 回に限り助成対象となります。継続的・経常的な経費は助成対象となりません。

Q.3-08 技術力向上を目的として、教育機関等において社員の能力開発を行う場合、学費等は助成対象となるでしょうか。

A.3-08 環境性能の高い住宅の設計・施工技術向上に資する能力開発である場合は助成対象となります。ただし、助成対象事業期間内に講義等が修了できなかった場合は助成対象となりません。

Q.3-09 交付決定日以降の経費のみが助成対象となるでしょうか。

A.3-09 ご認識のとおり、公社が交付決定した日以降の経費が対象となります。

4. 助成期間について

Q.4-01 交付決定時に示した事業期間よりも早く取組が完了した場合、実績報告を早めれば助成金の交付も早くなるでしょうか。

A.4-01 交付申請時の事業期間よりも短い期間で取組を完了した場合、速やかに実績報告をいただければ助成金の交付も早くなります。ただし、取組内容が大きく変更となるような事象が生じる場合は、あらかじめ変更申請が必要です。

Q.4-02 助成金の支払いは事業完了後とありますが、事業完了の定義を教えてください。

A.4-02 事業完了は、交付決定を受けた取組等が完了した日又はその経費の精算が終わった日のいずれか遅い日です。

Q.4-03 2年程度かかる取組みの場合、本助成金を活用することは可能でしょうか。

A.4-03 助成対象事業期間は、公社が交付決定をした日から最長で助成金申請年度の末日までとなります。そのため、助成金申請年度の翌年度にまたがる期間の取組みは助成対象外となります。

5. 助成金額について

Q.5-01 当事業は概算払いを請求することはできるでしょうか。

A.5-01 当事業は実績報告後の一括払いであり、概算払いは行いません。

6. その他

Q.6-01 当事業を活用する場合は、「環境性能向上支援事業」と同様に建築物環境報告書制度への参加を誓約することが必要なのでしょうか。

A.6-01 誓約は要件とはしていませんが、是非、建築物環境報告書制度への積極的な参加をお願いします。

Q.6-02 当事業は「環境性能向上支援事業」と同様に、申請に先立ち事前相談を行うことは可能なのでしょうか。

A.6-02 事前相談は必須ではありませんが、申請に当たって不明な点等がある場合はご相談いただくことは可能です。

Q.6-03 交付申請の受付後、交付決定はいつ頃になるのでしょうか。

A.6-03 交付申請の受付から随時内容の審査を行い、交付又は不交付の決定を行います（交付申請期間が終了してから一斉に審査を行う訳ではございません）。

なお、交付申請から交付決定までの審査期間は通常1か月程度となりますが、申請された取組内容について不備や確認事項があった場合は変動する可能性がありますのでご了承ください。

Q.6-04 実績報告の受付後、助成金額の確定や助成金の支払いはいつ頃になるのでしょうか。

A.6-04 実績報告の受付から随時内容の審査を行います。

実績報告から助成金額確定までの審査期間は通常1か月程度となりますが、申請された取組内容について不備や確認事項があった場合は変動する可能性がありますのでご了承ください。

審査が完了し助成金額確定通知書がお手元に届いた後、概ね1か月程度で公社より助成金を振込します。なお、支払日の連絡はしませんのでご了承ください。

以上